

## 原料米価格高騰対策緊急支援補助金 Q&A

質問	回答
1 この事業について Q1 どんな目的でこの事業を実施するのか？	A1 富山県産米を利用し、急激な原料米価格上昇の影響をうける米加工食品製造事業者の段階的な価格転嫁や販路開拓を支援し、本県食文化の維持・魅力向上、地域経済の活性化を図ることを補助金交付の目的とします。
2 事業対象者について Q2 誰でも申請すれば補助金が交付されるのか？	A2 交付の対象となるのは、富山県内に本社または主な事業所を有する次の方で、(1)～(3)の要件をすべて満たす方です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者</li> <li>・中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号に定める組合等の法人</li> <li>・農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農事組合法人</li> <li>・個人事業主</li> </ul> <p>[要件]</p> <p>(1) 玄米または精米を主たる原料とする次の米加工食品の製造事業者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清酒等の酒類</li> <li>・味噌等の調味料</li> <li>・米菓等の菓子</li> <li>・もち、だんご</li> <li>・米穀粉・玄米粉など</li> </ul> <p>※なお、当該米が米飯として流通し得ない用途に供する事業者の、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）の購入を補助するものであり、飲食業、弁当製造業、惣菜製造業及びこれらに類する事業者は、本事業の補助対象とはなりません。 例：加工用米（うるち）の弁当への使用は、用途対象外</p> <p>(2) 価格転嫁及び販路開拓に係る経営安定化に向けた事業計画を策定すること</p> <p>(3) 富山県の県税に滞納がないこと</p> <p>※富山県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。</p>
Q3 米加工食品を販売しているが製造はしていない。申請できるか？	A3 申請いただけません。 玄米又は精米を主たる原料とする米加工食品を富山県内で製造する事業者が、本補助事業の交付対象です。
Q4 飲食業だが申請できるか？	A4 申請いただけません。 当該米が米飯として流通し得ない用途に供する事業者の、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）の購入を支援するものであり、飲食業、弁当製造業、惣菜製造業及びこれらに類する事業者は、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）を補助対象とする本事業の補助対象とはなりません。
Q5 ほかに要件はあるか？	A5 価格転嫁や販路開拓に取り組む事業者を支援することから、価格転嫁や販路開拓を含む、経営安定化に向けた事業計画を策定いただくことが必要です。（様式第2号別紙1の3）

3 事業内容について																	
Q6 補助対象となる米は？	<p>A6 「令和7年産」の「富山県産」の「酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）」の「玄米又は精米」です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補助対象</th><th>補助対象外</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 米の生産年</td><td>令和7年産</td><td>令和6年産以前のもの</td></tr> <tr> <td>② 米の産地</td><td>富山県産</td><td>他自治体産（富山県外産）</td></tr> <tr> <td>③ 米の形態</td><td>玄米または精米</td><td>碎米、割米、くず米</td></tr> <tr> <td>④ 米の区分</td><td>酒造好適米 もち米 加工用米（うるち）</td><td>主食用米（うるち）</td></tr> </tbody> </table> <p>・なお、急激な米価上昇の影響を直接うける「玄米又は精米」が補助の対象となります。一方で、精米工程の副産物として発生し、小麦粉や輸入碎米などと同様に加工原料として価格が形成され、原料米価格上昇の影響が間接的である「碎米、割米、くず米」などの購入は、補助の対象なりません。</p>			補助対象	補助対象外	① 米の生産年	令和7年産	令和6年産以前のもの	② 米の産地	富山県産	他自治体産（富山県外産）	③ 米の形態	玄米または精米	碎米、割米、くず米	④ 米の区分	酒造好適米 もち米 加工用米（うるち）	主食用米（うるち）
	補助対象	補助対象外															
① 米の生産年	令和7年産	令和6年産以前のもの															
② 米の産地	富山県産	他自治体産（富山県外産）															
③ 米の形態	玄米または精米	碎米、割米、くず米															
④ 米の区分	酒造好適米 もち米 加工用米（うるち）	主食用米（うるち）															
Q7 備蓄米の購入は対象となるのか？	<p>A7 令和6年産以前の米の購入は対象なりません。 令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）が対象です。</p>																
Q8 外国産の米の購入は対象となるのか？	<p>A8 県外で生産された米の購入は対象なりません。 令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）が対象です。</p>																
Q9 R8年3月に支払い、R8年4月に納品予定だが、対象となるか？	<p>A9 なりません。 令和7年9月1日から令和8年3月31日までに取得及び支払いが完了する令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）が対象です。</p>																
Q10 親会社から購入した米の購入費用も補助対象となるか？	<p>A10 なりません。 補助事業者に関するグループの各企業（自社、親会社、子会社、関連会社および関係会社、グループ構成員等）間での取引にかかるものは、補助対象外となります</p>																
Q11 補助基準額が設けられているが、どのように算出したものか？	<p>A11 農協概算金の前年からの上昇分を参考に基準額を設定しています。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>主食用米（酒造好適米）</td><td><math>+12,000\text{円} \div 60\text{kg} = 200\text{円/kg}</math></td></tr> <tr> <td>主食用米（もち米） 加工用米（もち米） 加工用米（うるち）</td><td><math>+11,000\text{円} \div 60\text{kg} = 184\text{円/kg}</math></td></tr> </tbody> </table>		主食用米（酒造好適米）	$+12,000\text{円} \div 60\text{kg} = 200\text{円/kg}$	主食用米（もち米） 加工用米（もち米） 加工用米（うるち）	$+11,000\text{円} \div 60\text{kg} = 184\text{円/kg}$											
主食用米（酒造好適米）	$+12,000\text{円} \div 60\text{kg} = 200\text{円/kg}$																
主食用米（もち米） 加工用米（もち米） 加工用米（うるち）	$+11,000\text{円} \div 60\text{kg} = 184\text{円/kg}$																
Q12 補助基準額以上に米が値上がりしているが、それは補助対象とならないのか？	<p>A12 補助基準額の範囲内で補助する制度であり、補助基準額を越える値上がり分は、当補助事業の対象なりません。</p>																
Q13 補助率1/2以内とあるが、「以内」とはどういう意味か？	<p>A13 補助金申請額の総額が予算額を超過する場合は、予算の範囲内で補助率を調整するなど按分その他の方法により補助金額を算出することとなり、この場合、補助率が1/2より低くなる可能性があることを示すものです。</p>																
Q14 主食用米（うるち）も申請に含めてよいのか。	<p>A14 相対的に値上がり幅が小さな主食用米（うるち）は補助対象にならないため、主食用米（うるち）は含めずに集計表を作成してください。 補助対象となるのは、酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）です。</p>																
Q15 他の材料の仕入れと同じ伝票になっており、加工用米（うるち）だけの伝票ではないがよいか。	<p>A15 可能な限り、補助対象となる原料だけの支払い・受領の証拠書類を提出いただきたいが、やむを得ず、他の原材料と同一の証拠書類となる場合は、補助対象経費が特定できるよう、該当箇所にマーキングを行う、補足資料を提出するなど、補助対象経費が特定できる様に情報を追加してください。</p> <p>また、支払いに関しても、原則として補助対象外の経費との混合払いは避けていただきたいが、やむを得ず、混合払いをした場合は、補助対象経費とそれ以外の経費が明確にわかるよう補足資料を提出してください。</p>																

4 申請手続き・申請書類について	
Q16 メールでしか受け付けられないか。	A16 郵送でも受け付け可能です。
Q17 購入量集計表はどの米の種類も、まとめて記載してよいか。	A17 補助基準額が異なるため、またそれぞれの量を把握したいので、米の区分ごとに記載してください。
Q18 県税の納税状況確認同意書は必須か？	A18 納税証明書を提出いただければ同意書の提出は不要です。納税証明書は富山県総合県税事務所で取得いただけます。 <a href="https://www.pref.toyama.jp/1107/kurashi/seikatsu/zeikin/kenzei/m05-01/m05-02.html">https://www.pref.toyama.jp/1107/kurashi/seikatsu/zeikin/kenzei/m05-01/m05-02.html</a>
Q19 滞納しているかどうかわからないので電話で確認したいが、どこに確認すればよいか。	A19 県税の納税状況の確認は、富山県総合県税事務所の窓口において、本人確認ができる場合のみ、可能です。電話でのお問い合わせにはお答えできません。
Q20 証拠書類をメールで送ろうとしたが、容量が大きすぎて送ることができなかつた。どうすればよいか。	A20 記入済みのエクセル様式をメールで送付いただくとともに、「証拠書類はデータ容量が大きすぎて添付できない」旨をメール本文にご記載ください。提出方法を別途お知らせします。
Q21 実施計画を提出したところ、補助金額の内示があった。内示のあとに、追加で米を購入することになったため、内示額より多く交付申請（兼実績報告）したいが、可能か。	A21 交付申請額は、内示額の範囲内としてください。なお、購入日・購入元・購入量・精米歩合、購入量、購入金額など、実施計画提出時からの変更があれば、実績に応じて交付申請書を上書き入力してください。
Q22 経営安定化に向けた取り組みは何もやっていないので記載できない。	A22 事業者の段階的な価格転嫁や販路開拓を支援することを目的とした補助事業であることから、価格転嫁や販路開拓など経営安定化に向けた取組みがなされない場合は、補助対象外となります。事業計画書（様式第1号）提出時に、経営安定化計画を策定する旨を誓約いただくとともに、交付申請（様式第2号別紙1）時に、その計画の内容をかならずご記載ください。
Q23 請求書にR7年産であることの記載はあるが、富山県産米であることの記載がない。証拠書類としてこのまま提出してよいか。	A23 そのまま提出された場合は証拠書類の情報不足として受理できません。購入元に修正をお願いするか、富山県産であることがわかる追加資料を添付してください。 なお、この事例に限らず、提出いただく証拠書類は、要綱第8条第3項第1号に記載する全ての事項（令和7年産、富山県産米、酒造好適米・もち米・加工用米（うるち）、仕入れ元、購入量、支払い日or納品日（、支払い金額）を確認できる書類を提出してください。
5 その他	
Q24 なるべく早く補助金を振り込んでもらいたい。どうすればよいか。	A24 実施計画書を提出し、3月上旬に県から内示をうけたのちに、速やかに交付申請兼実績報告を提出してください。3月末までに交付申請兼実績報告の提出があった件について、4月に速やかに「交付決定 兼 額の確定」を行います。その後に請求書を提出いただければ、4月中に補助金が交付となる予定です。
6 追加	
Q25 支払いしたものの、社外の倉庫に納品されたものは、補助対象となるのか？	A25 補助申請者が支払いをされ、補助申請者あての請求書・納品書がある場合は補助対象となります。
Q26 「富山県産」の記載がない請求書しかなければ認められるのか。	A26 申請者が自分で手書きした書類は証拠書類としては不適切です。購入元から、必要な記載がある請求書の再発行や必要な情報の追記をうけるほか、追加資料を証拠書類として提出してください。 富山県補助金等交付規則第15条第1項第1号には、補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができると規定されていますのでご注意ください。 ※これは「富山県産」に限らず、「令和7年産」、「玄米または精米」、「酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）」の要件についても同様の取り扱いとなります。
Q27 購入元に相談したが「富山県産」であることがわかる請求書の再発行や追記に応じてもらえない。何か補足資料を提出すれば認められるのか、どんな資料が必要か？	A27 証拠書類に「富山県産」の記載がない場合は、例えば、富山県産の米を、該当量・該当金額で注文したことがわかるメールの印刷など、申請内容が「富山県産」の米であることがわかるお手元の資料をご提出ください。 提出された資料の内容から、申請内容が「富山県産」の米の購入であることがわかるにのみ、補助対象となり得ます。 ※これは「富山県産」に限らず、「令和7年産」、「玄米または精米」、「酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）」の要件についても同様です。
Q28 補助対象にならない可能性もあるが、とにかく期間内に実施計画書を提出して、補助金の交付を受ける可能性を広げたい。	A28 補助対象にならないことが懸念される場合は、事前に事務局にご相談ください。 1/27～2/26の実施計画書提出時には、請求書や納品書の提出を求めるものの、3/10～5/20の交付申請 兼 実績報告書提出段階で、請求書や納品書の提出が必要です。この段階で、補助対象にならないことが判明した場合は、補助金が交付されるべき他の事業者が補助金の交付を受ける機会を奪うことになりますので、ご不明な点がある場合は、事前に事務局にご相談をお願いします。

Q29 米粉を製造する事業者は対象となるのか？	A29 県内に本社または主な事業所を有する、中小企業者・組合・農事組合法人・個人事業主であって、令和7年産の富山県産のもち米の玄米又は精米を用いて製造される場合に対象となります。						
Q30 郵送での実施計画書の提出しようと思うが、申請書類様式を紙で入手できるか？できる場合はどこで手に入るか？	A30 富山県庁本館2階正面の県民サロンに用意しております。 (富山市新総曲輪1-7)  <a href="https://www.pref.toyama.jp/1021/kensei/kenseiunei/kensei/kj00013351.html">https://www.pref.toyama.jp/1021/kensei/kenseiunei/kensei/kj00013351.html</a>						
Q31 郵送での申請の場合、受取の通知・内示・交付決定通知はどのようになされるのか？	A31 郵送での申請を受け付けた場合、その旨を事務局より電話で連絡いたします。その後、事務局において内容を確認のうえ、修正依頼や受け取り完了の電話連絡をいたします。 また、内示や通知は、文書を郵送いたします。						
Q32 2/26の実施計画書提出期限間際に提出された計画書に不備が認められた場合（2/26までに修正が不可能）受理不可になるのか？	A32 電子メールは〆切日の正午までに受信したもの、郵送の場合は締切日当日までの消印が押されたものを受け付けます。受け付け後、順次審査を行い、適正な申請書類と認められれば、受理となります。 内容に不備があった場合は、修正期限を明示したうえで、修正を依頼しますので期限内の修正をお願いします。						
Q33 6次産業に取組む事業者は対象か？	A33 県内に本社または主な事業所を有し、玄米・精米を原料として酒、味噌、菓子、もち、米穀粉等の米加工食品を県内で製造する中小企業者、組合、農事組合法人、個人事業主に該当する場合に対象となります。  なお、申請者が令和7年産の富山県産の酒造好適米、もち米又は加工用米（うるち）の玄米又は精米の購入経費が補助対象ですが、申請者のグループ企業（自社、親会社、子会社、関連会社および関係会社、グループ構成員等）間での取引にかかるものは、補助対象外となる点にご注意ください。						
Q34 もち米を使用しているおこわ、赤飯、おはぎなどの製造は対象となるのか？	A34 県内に本社または主な事業所を有し、酒、味噌、菓子、もち、米穀粉等の米加工食品を県内で製造する中小企業者、組合、農事組合法人、個人事業主が令和7年産の富山県産のもち米の玄米又は精米を用いて製造される場合に対象となります。 ※なお、飲食業、弁当製造業、惣菜製造業及びこれらに類する事業者は、本事業の補助対象とはなりません。						
Q35 紙の計画書を申請する場合、直接持参して提出したいがどこへ提出すればいいか？	A35 書類の喪失を避けるため、電子メールまたは郵送での提出をお願いしております。やむを得ず持参される場合は、あらかじめ事務局にお電話いただきますようお願いします。						
Q36 個人事業主の場合、様式第1号（別紙2）の法人番号記載欄にはどう記入すればよいか？	A36 法人番号を持たない事業者は、記載不要です。						
Q37 この補助金は先着順で交付されるのか？予算が尽きると受付終了となるのか？	A37 先着順ではありません。1/27～2/26に受け付けた補助金申請額の総額が予算額を超過する場合は、按分その他の方法により予算の範囲内で交付します。						
Q38 手元の書類に、精米歩合に係る記載がない。購入元に相談したものの、品質の異なる米を仕入れて、一定品質を満たすまで精白したものであり、精米歩合を明示できないと回答があった。どのように申請すればよいか？	A38 精米を購入したものの、精米歩合が不明な場合は、次の標準精米歩合を適用した内容で受け付け可能です。  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準精米歩合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もち米</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>加工用米（うるち）</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> 一方で、この標準精米歩合より小さい値（もち米80%未満、加工用米（うるち）90%未満）の精米歩合で実施計画（1/27～2/26）を提出できるのは、実績報告時（3/10～5/20）に、精米歩合の記載のある証拠書類を提出できる場合のみです。		標準精米歩合	もち米	80%	加工用米（うるち）	90%
	標準精米歩合						
もち米	80%						
加工用米（うるち）	90%						
Q39 個人事業主であるが、個人事業の開業・廃業届出書が用意できない。ほかの書類で代用できないか？	A39 開業・廃業届出書を用意できない場合は、税務署受付印またはe-Tax受付番号の記載がある、令和6年分の「所得税確定申告書B 第1表（控）」を提出ください。						
Q40 法人であるが、定款を用意できない。履歴事項全部証明書で代用できないか？	A40 履歴事項全部証明書を提出いただければ、定款の提出は不要です。						
Q41 商品の一括表示に「富山県産米」や「令和7年産」との明記がない場合はどうしたらしいか？	A41 原材料の欄に、「富山県産米」や「令和7年産」の記載があることが望ましいですが、例えば「米（国産）」などの表示でも受付いたします。 申請者が米を主たる原料とする清酒等の酒類、味噌等の調味料、米菓等の菓子、もち、だんご、米穀粉等の米加工食品を製造する事業者であることを確認することが主目的です。						

Q42 仕入れに碎米・割米・くず米なども混合されているが、それらを抜いた数量で申告しなければならないか？	A42 補助対象となるのは、酒造好適米、もち米、加工用米（うるち）の精米または玄米であり、碎米・割米・くず米は補助対象となりません。このため、碎米・割米・くず米を除いた数量で申請してください。 なお、可能な限り、補助対象となる原料だけの支払い・受領の証拠書類を提出いただきたいが、やむを得ず、他の原材料と同一の証拠書類となる場合は、補助対象経費が特定できるよう、該当箇所にマーキングを行う、補足資料を提出するなど、補助対象経費が特定できる様に情報を追加してください。
Q43 同じ事業者が交付申請を複数回行うことは可能か？	A43 1者あたりの補助限度額は5,000千円です。複数回申請されても、1者あたりの補助限度額は5,000千円のまま変わりません。（1回あたり5,000千円ではありません。） 混乱防止の観点からも、申請は一度にまとめてください。
Q44 対象期間内に小切手で支払い済みである。申請の対象となり得るか？	A44 原則として米購入時の支払い方法として、小切手、手形、相殺払いによるものは、補助の対象となりません。 ただし、補助対象期間内に支払いが完了したことが不明確である小切手での支払いについては、次の3点の証拠書類が提出可能な場合にのみ、補助対象となります。 ①印切手帳の控え、②当座勘定照合表、③領収書 ※いずれも令和7年9月1日～令和8年3月31日までの支払いに係るもののみが対象
Q45 米加工食品を製造しているものの別事業も展開している。開業・廃業届出書や所得税確定申告書B第一表で米加工食品を製造する事業者であることが確認できない場合、どうすればいいのか？	A45 商品の一括表示の画像を提出いただくことにより、対象となる米加工食品を製造しておられることを確認しますので、申請様式の該当箇所（別紙3のA）に画像を添付してください。
Q46 開業・廃業届出書の代わりに所得税確定申告書B第一表を提出したいが、e-Tax受付番号の記載がない場合どうしたらいいか？	A46 e-Taxで申告完了時に送られてくる受信通知メールなど、所得税確定申告書B第一表を、税務署に提出されたことがわかる補足資料をご提出ください。 なお、受信番号の記載がある所得税確定申告書B第一表を取得手順が次のe-Taxホームページに掲載されていますのでご参照ください。 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/e-taxweb/43.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/e-taxweb/43.htm</a>
Q47 開業・廃業届出書の代わりに所得税確定申告書B第一表を提出したいが、税務署受付印がない場合どうしたらいいか？	A47 マイナンバーカードを所持している方であれば『申告書等情報取得サービス』を利用することにより、受付印のある所得税確定申告書B第一表のPDFファイルをダウンロードすることができます。 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm</a> <a href="https://www.nta.go.jp/about/disclosure/kojinjoho/pdf/0022005-014.pdf">https://www.nta.go.jp/about/disclosure/kojinjoho/pdf/0022005-014.pdf</a> このほか、事業に係る行政機関発行の許認可証の写しを提出いただくことも可能です。
Q48 開業・廃業届出書の代わりに所得税確定申告書B第一表を提出したいがA47のような対応もできない場合はどうしたらいいか？	A48 収受印のない所得税確定申告書B第一表を証拠書類として添付すると同時に、「添付した所得税確定申告書B第一表が税務署に受け付けられたものと相違ない」旨をメール本文に明記の上ご提出ください。郵送での申告の場合は電話にて確認させていただきます。 なお、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、富山県補助金等交付規則第15条第1項第1号の規定により取り消すこととなるほか、同規則第16条第1号の規定により補助金を変換いただきます。
Q49 2月26日までに実施計画書を提出したい。経費支出の証拠書類はいつどのように提出すればいいのか？	A49 支払書類（請求書や領収書）や取得書類（納品書）などの証拠書類は、2月26日までにいただく実施計画書には、添付する必要はありません。 証拠書類は、3月10日以降に提出いただく交付申請書兼実績報告書と合わせてご提出ください。証拠書類は画像ファイルやPDFファイルを作成の上、申請用エクセルファイルと共に電子メールで送信してください。郵送で申請される方は、そのコピー等の控をご提出ください。 また、証拠書類の容量が大きすぎて送信できない場合は、記入済みのエクセル様式をメールで送付いただくとともに、「証拠書類はデータ容量が大きすぎて添付できない」旨をメール本文にご記載ください。提出方法を別途お知らせします。